

faq005.特記事項の記載、26区ア～30区オおよび早見表

🏠 > faq005.特記事項の記載、26区ア～30区オおよび早見表

平成30年8月1日より、高齢者の高額療養制度が見直され所得区分の細分化が行われました。

※ 平成30年8月調べ、[\[参考PDF\] 経過措置により11月診療分（12月請求分）からは返戻扱いとなります。](#)

70歳以上の高齢者患者に対しても特記事項が必要となります。従来までは特記事項がなかったため、平成30年9月末バージョンアップにて、70歳以上の患者様の頭書きの、所得区分「高所得ア～ウ、一般、低所得」に紐づけするような形で、特記事項「26区ア、27区イ、28区ウ、29区エ、30区オ」の自動記載を行うプログラム対応を行いました。

※ 平成30年10月調べ、高所得者イとウ、現役並みIとIIに相当する患者は、現実的には区イとウのそれを証明する「限度額適用認定証」医療証を、市役所がその対象高齢者に対して発行および配布をしていない。との事で、患者が自ら手続きをして申請作成をしない限り、患者様は所得区分を表す「限度額適用認定証」を持っておらず、高所得者の区分を証明するものは何もないのが現状のようです。従いまして3割の高齢者は、ほとんどの場合で「区ア」という扱いになります。

開く → [\[PDFをダウンロード\]](#) 開く → [\[ミニ版 ミニマニュアル\]](#)

高齢者の場合「70歳以上」は、下の早見表を参考にされて下さい。



早見表のレセプト特記事項の記載、および所得区分の設定が必要です。

高齢者の割合	限度額適用証	特記事項	所得区分
3割	持ってこない	→ 26	高所得者ア
3割	現役並みⅡ	→ 27	高所得者イ
3割	現役並みⅠ	→ 28	高所得者ウ
1割～2割	持ってこない	→ 29	一般
1割～2割	区分Ⅱ	→ 30	低所得者Ⅱ
1割～2割	区分Ⅰ	→ 30	低所得者Ⅰ

※ 所定の月限度額を超える超えないに関わらず特記事項の記載は必要となります。

※ この早見表は一般的な例での特記事項の番号となります。まれに例外もあります。

▷ 設定は下記の通りです。

1. 頭書きで、該当する所得区分を選びます。

受	加付No.	<input type="text" value="000020"/>
	フリガナ	<input type="text"/>
診	氏名	後期高齢者
	<input checked="" type="checkbox"/> 老人医療対象	所得区分 高所得者ア 性別 <input type="text"/>
	生年月日	昭和 <input type="text" value="6"/> 年 <input type="text" value="1"/> 月 <input type="text" value="1"/> 日 <input type="text" value="87"/> 歳 <input type="text" value="男"/>
	郵便番号	<input type="text"/>
者	住所	<input type="text"/>
	電話1	<input type="text"/>
	電話2	<input type="text"/>
職業	<input type="text"/>	続柄 <input type="text" value="本人"/>

70歳以上、高齢者の所得設定は以上となります。

69歳以下 の場合は下の早見表を参考にされて下さい。

限度額適用証の提示	特記事項	高額費限度	1%加算
区ア	→ 26	252600円	1% あり
区イ	→ 27	167400円	1% あり
区ウ	→ 28	80100円	1% あり
区エ	→ 29	57600円	
区オ	→ 30	35400円	

注意！ 高額療養費の限度額は必ず市役所へ確認する

ただし、患者様より限度額適用認定証の提示があった場合のみ設定を行います。

※ 所定の月限度額を超える超えないに関わらず特記事項の番号入力が必要となります。

▷ 設定は下記の通りです。

1. チェックシート画面で、まず高額療養費の枠内にあるポップアップで「高額療養費」を選びます。

公費受給者記号番号	<input type="text"/>
高額療養費	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">高額療養費</div> <input type="text" value="252600"/> 円 (限度額)
レプト特記事項 番号	<input type="text" value="26"/>

※ 70歳未満で高額療養に該当する場合併用によって一律一般扱いとなる高額療養設定が必要です。
また、70歳以上の高額療養は、上記によって高額療養判定が行われて所定限度額です。

[F1]	[F2]	[F3]	[F4]	[F5]	[F6]
------	------	------	------	------	------

2. ○で囲んだそれぞれの場所に、早見表の内容を登録します。

一部負担設定	<input type="checkbox"/> ユーザー一部負担設定 限度額 <input type="text"/> 月回数 <input type="text"/> 保険者 開始日 <input type="text"/> 月回数 <input type="text"/> 種類 <input type="text"/> 割合 <input type="text"/> 保険者終了日 <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> 公費1一部負担 限度額 <input type="text"/> 月回数 <input type="text"/> 開始日 <input type="text"/> 月回数 <input type="text"/> 公費1給付率 <input type="text" value="0"/> 種類 <input type="text"/> 事務 公費1終了日 <input type="text"/>
公費受給者記号番号	<input type="text"/> ■半角20文字まで(請求書出力時は半角11文字)	
高額療養費	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">高額療養費</div> <input type="text" value="252600"/> 円 (限度額) + (医療費 - 基準額) × <input type="text" value="1"/> % 加算	
レプト特記事項 番号	<input type="text" value="26"/> ■指定が必要なときは番号を入力(複数はカンマ)	

※ 70歳未満で高額療養に該当する場合や、年齢に関わらず公費併用によって一律一般扱いとなる高額療養のケースはここで手動設定が必要です。
また、70歳以上の高額療養は、上記以外は自動的に所得区分によって高額療養判定が行われて所定限度額までの負担金計算となります。

[F1]	[F2]	[F3]	[F4]	[F5]	[F6]	[F7]	[F8] 印刷	[F9]
------	------	------	------	------	------	------	---------	------

株式会社 デンタルハート

電子カルテレセプト・システム 歯科用販売

